

刈谷市物品購入等事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、刈谷市の物品購入及び修繕に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物 品 次に掲げるものをいう。
 - ア 備 品 動物、図書及び美術品等を除く。
 - イ 消 耗 品 有価証券（商品券、図書券、ビール券等）、新聞、雑誌、図書、法規追録、展覧会等の販売品、特殊機器の部品及び手土産品を除く。
 - ウ 印刷製本 特殊な内容のものを除く。
 - エ 材 料 品
- (2) 修 繕 備品以外の修理、車両及び特殊機械の修理を除く。
- (3) 契約担当者 刈谷市契約規則（昭和40年規則第10号。以下「契約規則」という。）第2条第1号に規定する契約担当者をいう。
- (4) 契 約 者 契約規則第2条第2号に規定する契約者をいう。
- (5) 各課等の長 刈谷市予算決算会計規則（平成2年規則第4号）第3条第2号に規定する各課等の長をいう。
- (6) 監 督 職 員 契約規則第2条第3号に規定する職員をいう。
- (7) 検 査 職 員 契約規則第2条第4号に規定する職員をいう。

(事務の取扱い範囲)

第3条 契約検査課の行う事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 予定価格が80万円を超える物品及び修繕の契約に関すること。
 - (2) 予定価格が10万円を超え80万円以下の物品及び修繕の見積予定者の確認に関すること。ただし、次に掲げるものを除くものとする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第3号又は第5号の規定による随意契約
 - イ 国、他の地方公共団体、特別の法律により設立された法人又は公益法人との直接取引
 - ウ 小学校、中学校、特別支援学校、こども園及び保育所の用に供するもの
- 2 予定価格が80万円以下の物品及び修繕（以下「小額物品」という。）の契約に関する事務は、各課等において行うものとする。なお、予定価格が80万円を超える場合でも、次の各号のいずれかに該当するときは、直接契約に関する事務を行うことができるもの

とする。

(1) 令第167条の2第3号又は第5号の規定による随意契約を行うとき。

(2) 国、他の地方公共団体、特別の法律により設立された法人又は公益法人と直接契約するとき。

(3) 購入先をその技術及び技能により選択する必要があるとき。

(物品の購入依頼等)

第4条 各課等の長は、予定価格が80万円を超える物品購入等の入札又は見積書の徴収を依頼するときは、「物品の購入について（伺い）」（起案例第1）により決裁をとり、物品購入等依頼書（様式第1号）と併せて契約検査課長に提出するものとする。

2 前項に規定する物品購入等依頼書には、必要に応じて次に掲げるものを添付するものとする。

(1) カタログ

(2) 仕様書及び図面

(3) 物品の見本

(4) その他参考となる資料

3 随意契約を希望する場合は、物品購入等依頼書に随意契約理由書（様式第2号）を作成し、添付するものとする。

(小額物品等の事務取扱い)

第5条 予定価格が10万円以下の物品及び修繕については、「会計事務の手引」により事務の取扱いをするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむをえない理由で刈谷市物品購入等業者名簿（以下「業者名簿」という。）に登載されていない業者を見積予定者とする場合は、あらかじめ理由書（様式第3号）により契約検査課の確認を受けなければならない。ただし、小学校、中学校、特別支援学校、こども園及び保育所の用に供する物品及び修繕は除くものとする。

3 予定価格が10万円を超え80万円以下の物品及び修繕の契約方法は、令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約とし、見積者は各課等の長が業者名簿に登録された業者のうちから選定し、「物品の購入及び見積書の徴収について（伺い）」（起案例第2）により決裁をとるものとする。この場合、契約検査課の確認を必要とする。

なお、やむをえない理由で業者名簿に登載されていない業者を見積予定者とする場合は、「物品の購入及び見積書の徴収について（伺い）」（起案例第2その2）により決裁をとり、契約検査課長の合議をとるものとする。

(契約方法及び入札者等の決定)

第6条 予定価格が300万円を超える物品等の契約方法並びに指名競争入札の入札者及び随意契約における見積者（以下「入札者等」という。）は、刈谷市業者選定審査会の

選定に基づき契約担当者が決定するものとする。

2 予定価格が300万円以下の物品等の契約方法及び入札者等の決定については、契約担当者が決定するものとする。

3 令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定による随意契約を希望する場合は、随意契約理由書を添付するものとする。

(指名等の通知)

第7条 指名競争入札の通知は、指名競争入札通知書（様式第4号）により、随意契約の見積書徴収の通知は、見積書徴収通知書（様式第5号）により契約担当者が行うものとする。

2 前項の規定により通知するときは、その提出日時の前日から起算して少なくとも7日前までに通知をしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、その期間を3日前までに短縮することができる

3 災害等やむを得ない場合は、期間を設けなくてもよいものとし、指名競争入札通知書及び見積書徴収通知書を省略できるものとする。

(入札内容等の公表)

第8条 前条第1項の規定により指名競争入札通知書を交付したときは、入札内容等により速やかに公表するものとする。

(1) 公表の内容は、件名、品名・数量、納入場所、納入期限、入札日時及び入札執行場所とする。

(2) 公表は、指名競争入札通知書（様式第4号）によるものとする。

(3) 公表の期間は、入札執行日までとする。

(4) 公表の方法は、閲覧によるものとし、閲覧の場所は、総務部契約検査課とする。

(入札の辞退)

第9条 入札執行の完了に至るまでに入札辞退があったときは、当該辞退者からその旨を明記した書面を徴するものとする。この場合において、入札参加者の追加指名は行わないものとする。

(予定価格の決定)

第10条 予定価格を定めるときは、消費税及び地方消費税の相当額（以下「消費税等の額」という。）を含んだ総額で定めるものとする。ただし、単価契約の場合（複数のものを一括で入札又は見積を行う場合を除く）においては、消費税等の額を含んだ単価で定めるものとする。

2 予定価格を定めたときは、予定価格書（様式第7号）を作成するものとし、予定価格とともに入札書比較価格（予定価格の110分の100（軽減税率の対象となる物品の場合は108分の100）の価格をいい、見積書を徴収する場合は、見積書比較価格。以下同じ。）を併記するものとする。

- 3 予定価格の決定者（支出負担行為等の決裁区分による決裁権者）は、予定価格を決定し、直ちに私印を予定価格書等の所要箇所に押印し、封かんした後、契約検査課長に開札の時刻まで保管させるものとする。

なお、決定者が各課等の長の場合は、自ら保管するものとする。

（入札書及び見積書の記載金額）

- 第11条** 入札書及び見積書に記載する金額は、消費税等の額を含まない金額とする。ただし、これによることが困難なときは、この限りでない。

（入札等の執行）

- 第12条** 入札は、刈谷市工事関係入札心得書（昭和54年4月1日施行）及び郵便による入札を行う際は刈谷市郵便入札心得書（令和3年4月1日施行。以下、総称して「入札心得書」という。）の規定を準用して行うものとし、入札執行場所の見やすいところに入札心得書、刈谷市物品売買契約条項（平成10年4月1日施行）を掲示するものとする。

- 2 落札決定は、入札書比較価格における予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を入札書に記載した者を落札者とし、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率の対象となる物品の場合は100分の8）を加算した額を落札額とする。ただし、消費税等の額を含んだ金額で入札をする場合は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を入札書に記載した者を落札者とする。

- 3 再度入札は、2回までとする。

- 4 入札執行に際しては、各回とも最低入札書記載金額のみ読み上げるものとする。

なお、落札したときは、落札業者名及び落札額（最低入札書記載金額に10パーセント（軽減税率対象のものは8パーセント。消費税等の額を含んだ物品の場合は、不要）を加算した額をいう。）を読み上げるものとする。

- 5 入札の経過は、入札執行調書（様式第8号）により記録するものとする。

- 6 見積書の徴収は、第1項及び第2項の規定を準用し、見積執行調書（様式第9号）により記録するものとする。ただし、購入予定価格が10万円以下の物品については、この限りでない。

（入札結果等の公表）

- 第13条** 第8条の規定により公表した入札については、入札事務の整理後、入札結果等を次により速やかに公表するものとする。

(1) 公表の内容は、第8条第1号に規定する事項のほか、入札経緯を含めた全入札者名、入札書記載金額及び落札金額とする。この場合において、入札辞退者名についても公表するものとする。

(2) 公表は、入札執行調書の写しによるものとする。

(3) 入札不調のときは、入札執行調書の落札業者名欄に「不調」と表示する。

(4) 公表の期間は、指名競争入札通知書により通知をした日の属する年度及び翌年度までの間とする。

(5) 公表の方法は、閲覧によるものとする。

2 随意契約の見積書徴収（小額物品を除く。）については、その結果を見積執行調書の写しにより公表するものとする。この場合において、公表は、前項と同様の方法により行う。

3 刈谷市物品等電子入札取扱要領（平成21年1月13日施行）第3条第2号に規定する電子入札に付した物品購入及び修繕に係る入札結果等の公表については、同要領第29条による。

（入札により契約できないときの契約）

第14条 入札に付し入札者がいないとき、若しくは再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しない場合は、新たに所定の指名審査の手続きを行うものとする。

ただし、入札執行回数限度内において落札者がなく、入札書比較価格（消費税等の額を含んだ物品の場合は、予定価格をいう。）と最低入札書記載金額との差が小額、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約ができるものとする。

(1) 特殊物品等で他に指名する者がいない場合

(2) 短期間に物品を納入させる必要がある場合

(3) その他やむを得ない事情で指名替えを行うことができない場合

（入札等の結果通知）

第15条 契約検査課長は、入札を執行したときは、入札の経過と結果を入札結果通知書（様式第10号）により各課等の長に通知するものとする。

なお、見積書を徴収した場合も同様とする。

2 落札業者は、入札終了後速やかに、落札金額に対する内訳明細書（様式第11号）を契約担当者に提出するものとする。

（契約の締結）

第16条 各課等の長は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに支出負担行為決議書（以下「決議書」という。）により決議した後、契約締結依頼書（様式第12号）に関係書類を添えて、契約検査課長に依頼するものとする。

2 契約検査課長は、前項の規定による依頼を受けたときは、速やかに物品売買契約書（様式第13号）により契約締結の事務を行い、契約締結通知書（様式第14号）に関係書類を添えて、各課等の長に通知するものとする。

3 小額物品の契約は、決議書により決議した後、各課等の長が速やかに物品売買契約書又は請書（様式第15号）により契約締結の事務を行うものとする。ただし、購入価格が10万円以下の物品については請書を省略できるものとする。

（監督職員の任命）

第17条 契約担当者は、必要に応じて監督職員を任命するものとする。

2 契約担当者は、監督職員を任命したときは、決議書中備考欄に「監督職員〇〇〇〇」と記入し、本人に口頭で通知するものとする。

3 監督職員を変更するときは、前項の規定を準用し、「監督職員〇〇〇〇に変更」と記入するものとする。

(変更契約)

第18条 各課等の長は、契約内容（納入期限を除く。）を変更しようとするときは、変更理由その他の必要事項を明記した「物品の変更について（伺い）」（起案例第9）により決裁を受けるものとする。

2 各課等の長は、前項の決裁を受けたときは、速やかに決議書により決議した後、変更契約締結依頼書（様式第17号）に関係書類を添えて、契約検査課長に依頼するものとする。ただし、小額物品については、決議書により決議した後、各課等の長が速やかに物品売買変更契約書（様式第18号）又は変更請書（様式第19号）により変更契約締結の事務を行うものとする。

3 契約検査課長は、前項本文の規定による依頼を受けたときは、速やかに変更契約締結の事務を行い、変更契約締結通知書（様式第20号）に関係書類を添えて、各課等の長に通知するものとする。

(納入期限の変更)

第19条 各課等の長は、納入期限の変更の必要があるときは、納入期限変更協議書（様式第21号）により契約者と協議し、契約者から納入期限変更承諾書（様式第22号）を徴するものとする。

2 各課等の長は、契約者から契約規則第34条の規定に基づき、納入期限変更申出書（様式第23号）が提出されたときは、変更理由を検討し、認められるものについて、納入期限変更承認通知書（様式第24号）により、契約者に通知するものとする。

3 前2項の規定により納入期限を変更しようとするときは、物品売買変更契約書又は変更請書の作成を省略できるものとする。

(履行遅延の措置)

第20条 監督職員等は、契約者の責に帰すべき理由による契約の履行遅延を発見したときは、直ちに遅延報告書（様式第25号）により、契約担当者に報告するものとする。

(契約の解除)

第21条 契約担当者は、契約を解除する必要があるときは、契約解除通知書（様式第26号）により契約者に通知するものとする。

(名称等の変更届)

第22条 契約者は、名称若しくは組織又は住所の変更があったときは、名称等変更届（様式第27号）を速やかに契約担当者に提出するものとし、届出日から新たな名称等を使

用するものとする。

(損害賠償)

第 2 3 条 契約担当者は、契約の解除等の理由により、契約者から損害賠償の請求があったときは、意見を付して市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(物品の納品)

第 2 4 条 契約者は、物品を納品したときは、納品書を直ちに契約担当者に提出するものとする。ただし、災害等やむを得ない場合は、納品書を提出しなくてもよいものとする。

(検査職員の任命)

第 2 5 条 契約担当者は、各課等の長を検査職員に任命するものとする。

2 各課等の長が不在の場合は、係長以上の職員を検査職員とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、小額物品においては、係長以上の職員を検査職員に任命するものとする。この場合において、監督職員との兼職はできないものとする。

(検査の方法)

第 2 6 条 検査は、刈谷市物品検査要領（平成 1 0 年 4 月 1 日施行）に基づいて行うものとする。

(修繕)

第 2 7 条 施設の修繕に係る事務の取扱いについては、刈谷市工事施行に関する事務取扱要領（平成 2 年 4 月 1 日施行）の施設修繕の例による。

(入札参加資格停止)

第 2 8 条 入札参加資格停止については、刈谷市入札参加資格停止要領（平成 1 8 年 4 月 1 日施行）の例による。

附 則

この要領は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

(刈谷市物品購入等事務取扱要領の運用の廃止)

2 刈谷市物品購入等事務取扱要領の運用（平成 1 0 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市物品購入等事務取扱要領第 10 条の規定は、この要領の施行の日以降に契約する物品の購入又は修繕から適用し、同日前に契約した物品の購入又は修繕については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市物品購入等事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約するから物品の購入又は修繕について適用し、同日前に契約した物品の購入又は修繕につ

いては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。